

株 主 各 位

岐阜県大垣市田口町1番地

セイノーホールディングス株式会社

代表取締役社長 田 口 義 隆

## 第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7  
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第95期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第95期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役10名選任の件
  - 第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。  
なお、会計監査人、監査役会が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。
  3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.seino.co.jp/seino/shd/koukoku/index.htm>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

##### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費については、消費者マインドの持ち直しに勢いが見られず、一方中国経済をはじめとするアジア新興国や資源国の景気減速に対する影響も懸念材料となり、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業である輸送業界では、貨物輸送量の減少傾向が続く中、労働力不足を背景とした外注費の上昇や人件費の増加などの課題も経営圧迫要因となってまいりました。

このような状況のもと、当社グループは、2年目となる中期経営計画「“JUMP UP 70”～未来への変革～」の達成に向け、各施策を着実に実行するとともに、事業強化や事業領域の拡大にも取り組むことで、当社の企業価値向上に向けて一丸となって邁進してまいりました。

平成27年6月10日には、全国レベルのチルド配送の体制づくりのため、関東運輸株式会社（本社：群馬県前橋市）およびその子会社5社を当社の子会社とし、常温・チルド・冷凍の三温度帯物流網を整備いたしました。

その他、平成27年4月1日付をもって、セイノースーパーエクスプレス株式会社、西濃産業株式会社、セイノーフAMILY株式会社、西濃通運株式会社、スイトトラベル株式会社およびセイノーフエンジニアリング株式会社の連結子会社6社を完全子会社化し、グループ全体の資本の最適化を図っております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,554億57百万円（前連結会計年度比2.4%増）、営業利益は261億86百万円（前連結会計年度比22.4%増）、経常利益は282億75百万円（前連結会計年度比20.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、188億64百万円（前連結会計年度比30.5%増）となりました。

#### 【輸送事業】

当事業におきましては、中期経営計画のもと、輸送ネットワークの安定、ロジスティクス事業の拡大、適正運賃収受の促進など、主要施策を着実に実施することで収入の拡大と利益の確保に努めてまいりました。

拠点展開では、西濃運輸株式会社による東京支店（江東区）の新築移転と東京物流センターの新設を行い、新たにセイノー ロジ・トランス 新木場として営業を開始しております。同店は、セイノーグループ最大の施設で、TC（通過型）とDC（保管型）の物流機能を一体化し、国内・国際物流の接点として24時間体制でサービスを提供することで一層のCS向上に寄与してまいります。セイノースーパーエクスプレス株式会社では、大分日出営業所を移転し、北大分営業所（大分県宇佐市）として営業を開始し、また、複数の引越センターを統廃合するなど営業力の強化と効率化を図っております。

輸送事業グループの中核会社にあたる西濃運輸株式会社では、引き続き安定的輸送の源泉である適正運賃・料金収受の積極的な交渉を推進するとともに、営業戦力・費用の適正管理、路線便の積載効率アップなどにも取組み、収入・利益の確保に努めてまいりました。また、輸送の良循環の更なる向上に努めることで、お客様の信頼を得てまいりました。

この結果、売上高は4,161億12百万円（前連結会計年度比4.3%増）、営業利益は191億12百万円（前連結会計年度比30.0%増）となりました。

#### 【自動車販売事業】

当事業中、乗用車販売におきましては、消費者ニーズの高い環境対応車を中心とした販売活動や新型車の投入効果を活かした営業を展開いたしました。受注が新型車や一部の人気車種に集中する一方、量販車種の販売が伸び悩み、新車販売台数は前年同期実績を下回る結果となりました。

中古車販売も同様に、キャンペーンや商談会などの開催により小売台数は増加したものの、下取り台数不足により卸売台数は減少し、前年同期実績を下回る結果となりました。

また、CS向上を重視した車検と整備入庫に加えタイヤなどの販売の促進も図り、サービス収益の確保に努めてまいりました。

トラック販売におきましては、新車販売台数は、建設用トラックの需要に加えてカーゴトラックの代替需要もあり、前年同期実績を上回りました。また、車検をはじめとする整備需要の取込みと中古車・中古部品販売にも注力した結果、営業利益は前年同期実績を上回りました。

拠点展開では、ネットトヨタ岐阜株式会社による関東店（岐阜県関市）の全面改装を行っております。

この結果、売上高は944億40百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりましたが、営業利益は49億25百万円（前連結会計年度比0.7%増）となりました。

### 【物品販売事業】

当事業におきましては、燃料、紙・紙製品および産地直送品に代表される物品の販売を行っております。燃料販売における販売単価の下落の影響もあり、売上高は280億29百万円（前連結会計年度比14.3%減）となりましたが、産地直送品などの販売が堅調に推移し、営業利益は7億72百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

### 【不動産賃貸事業】

当事業におきましては、主に都市開発の影響や狭隘化などの理由で代替化措置が図られたトラックターミナル跡地や店舗跡地などを賃貸に供することで経営資源の有効活用に努めております。

売上高は14億71百万円（前連結会計年度比5.1%増）、営業利益は12億27百万円（前連結会計年度比2.4%増）となりました。

### 【その他】

当事業におきましては、情報関連事業、住宅販売業、建築工事請負業、タクシー業および労働者派遣業などを行っております。

住宅販売業における新築販売戸数や土地分譲売上の増加などにより、売上高は154億2百万円（前連結会計年度比9.8%増）となり、営業利益は11億7百万円（前連結会計年度比102.7%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は244億37百万円であります。

当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

- (イ) 建 物 江東区(セイノー ロジ・トランス 新木場 73, 336㎡)
- (ロ) 車 両 1, 767台

## (3) 資金調達の状況

当社の連結子会社である関東運輸株式会社は運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しているほか、財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

## (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

当社は、平成27年6月10日付で株式会社日本政策投資銀行を単独の有限責任組合員とし、株式会社刈田・アンド・カンパニー他が運営する投資事業有限責任組合との折半投資による投資目的会社である株式会社K S Kホールディングスを通じて、ポラリス・キャピタル・グループ株式会社が運営するファンドより、関東運輸株式会社の全株式を取得いたしました。これは当社が掲げる第2次総合物流商社の実現に向けた新たな機能として、今後の伸長が見込まれるワールドチェーンを追加し、常温・チルド・冷凍の三温度帯物流網を整備することは、さらなる業容の拡大および企業価値の向上に資すると判断したためであります。これにより、関東運輸株式会社およびその子会社である大阪高速乳配株式会社、ケーシーエス株式会社、株式会社泉川運輸、有限会社ティ・エム・アール北関東および三木フード有限会社は当社の連結子会社となりました。

## 2. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第92期	平成25年度 第93期	平成26年度 第94期	平成27年度 第95期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	516, 184	543, 407	542, 452	555, 457
経 常 利 益(百万円)	19, 461	25, 324	23, 507	28, 275
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	12, 150	15, 490	14, 456	18, 864
1株当たり当期純利益(円)	61. 04	77. 85	72. 67	94. 87
総 資 産(百万円)	510, 466	542, 411	548, 524	579, 564
純 資 産(百万円)	331, 702	346, 338	363, 314	371, 006

### 3. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策効果もあり緩やかな回復基調が続くものと思われませんが、海外景気の下振れや円高・株安の影響が懸念されるなど、先行きに不透明感が残されております。

当社グループの事業の中心を占める輸送業界におきましては、貨物輸送量の増加が望めない中、労働力不足による人件費の増加や、外注費の上昇も見込まれ、予断を許さない経営環境が続くものと予測されます。

このような中、当社グループは、最終年度となる中期経営計画の各施策を着実に実行することで計画の達成を目指すとともに、一方で新規事業にも取り組み、業容の拡大と発展のため鋭意邁進いたす所存でございます。

輸送事業におきましては、新規顧客の獲得やロジスティクス事業の拡大を図りつつ適正な運賃・料金収受を積極的に推進し、一方では費用の適正管理にも取り組むことで、収入・利益の確保に努めてまいります。また、ネットワークの一層の強化を図るためトラックターミナルの新設・移転を進めるとともに、輸送の良循環による更なるCS向上に努めてまいります。

自動車販売事業におきましては、変化する消費者ニーズを的確にとらえ、新車の販売はもとより、中古車販売、車検や整備入庫などにも一層注力し、引き続き利益体質の堅持に努めてまいります。

また、平成28年4月1日付をもって、連結子会社であるトヨタホーム岐阜株式会社を完全子会社化いたしました。これにより、グループ全体の資本関係がより強固となり、厳しさを増す事業環境の変化にも機動的かつ柔軟に対応できるものと考えております。

当社グループを取り巻く経営環境が変化をする中、本年のスローガンを『進化』としております。このスローガンのもと、グループ71社が一丸となって、時代の変化に対応すべく自らを律し、より一層社会に貢献できる企業集団を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 重要な子会社の状況

##### (1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
西濃運輸株式会社	100百万円	100.00%	貨物自動車運送業
北海道西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
東海西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
濃飛西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四国西濃運輸株式会社	100	91.02	貨物自動車運送業
九州西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東運輸株式会社	90	50.00	貨物自動車運送業
西濃エクスプレス株式会社	10	100.00	貨物自動車運送業
セイノー通関株式会社	10	100.00	通関業
トヨタカローラ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
岐阜日野自動車株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
ネットヨタ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
セイノーエンジニアリング株式会社	20	100.00	建築工事請負業
株式会社セイノー商事	10	100.00	物品販売業
株式会社セイノー情報サービス	100	100.00	付加価値データ通信サービス業

##### (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	132,914百万円

(注)当事業年度末日における当社の資産総額は、319,617百万円であります。

#### 5. 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、宅配・引越・貸切等の貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫業などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売、紙・紙製品販売および産地直送品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他	ソフトウェアの開発、住宅販売、建築工事請負、タクシー、労働者派遣および印刷などを営むグループ

## 6. 主要な営業所(平成28年3月31日現在)

### (1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の子会社を統括いたしております。

### (2) 子会社

国内では、岐阜県に25社、東京都に11社、群馬県に5社、大阪府に4社、神奈川県に3社、北海道および愛知県にそれぞれ2社、その他13県に本社を置き、海外では、タイに2社、マレーシア、インドネシア、フィリピン、中国に各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外813カ所に有しております。

## 7. 使用人の状況(平成28年3月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	25,929 <sup>名</sup>	1,045 <sup>名</sup> (増)
女 性	1,347	163 (増)
合 計	27,276	1,208 (増)

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	47 <sup>名</sup>	2 <sup>名</sup> (減)
女 性	5	2 (増)
合 計	52	0

## 8. 主要な借入先の状況(平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,957 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,957
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,195
株 式 会 社 十 六 銀 行	1,000
株 式 会 社 群 馬 銀 行	990
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	800

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年6月26日開催の取締役会において、タイのサハグループとタイおよびASEAN地域での物流事業に関し提携し、タイに合弁会社を設立して事業を展開することについて決議し、契約を締結いたしました。

また、当社は、平成27年9月16日開催の取締役会において、インドネシアのサリムグループのインドネシアでの物流事業に関し提携し、インドネシアに合弁会社を設立して事業を展開することについて決議し、契約を締結いたしました。

これにより両国における物流ネットワークを確立するとともに、両国における主要物流企業となることを目指し、相互の強みと顧客基盤、経営資源を統合し合弁会社の競争力強化を図ってまいります。

その他、当社および当社の連結子会社であるトヨタホーム岐阜株式会社は、平成28年4月1日付で、当社を完全親会社とし、トヨタホーム岐阜株式会社を完全子会社とする株式交換を行いました。

## II. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 794,524,668株
2. 発行済株式の総数 207,679,783株
3. 株主数 5,597名
4. 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 田 口 福 寿 会	24,818 <sup>千株</sup>	12.49%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,182	4.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,175	4.62
株 式 会 社 十 六 銀 行	6,538	3.29
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,347	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,492	2.26
日 野 自 動 車 株 式 会 社	4,359	2.19
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	4,065	2.05
田 口 義 嘉 壽	3,269	1.65
ア ド ニ ス 株 式 会 社	3,254	1.64

(注)持株比率は自己株式(8,926,862株)を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年9月12日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(額面総額100億円)の当事業年度末日における概要

区 分	2018年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(2013年9月30日(ロンドン時間)発行。以下、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1,503円30銭
新株予約権を行使することができる期間	2013年10月14日から2018年9月17日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の状況(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長	田 口 義 嘉 壽	
代表取締役社長	田 口 義 隆	
代 表 取 締 役	田 口 隆 男	事業推進部担当(自動車販売・関連事業)兼経理部 担当兼財務 I R 部担当
取 締 役	大 塚 委 利	事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当
取 締 役	神 谷 正 博	事業推進部担当補佐(輸送事業)兼不動産開発部担当
取 締 役	丸 田 秀 実	国際戦略室担当
取 締 役	古 橋 治 美	総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
取 締 役	棚 橋 祐 治	
取 締 役	上 野 健 二 郎	
常 勤 監 査 役	熊 本 隆 彦	
常 勤 監 査 役	寺 田 新 吾	
監 査 役	加 藤 文 夫	
監 査 役	笠 松 栄 治	

(注)1. 平成27年6月25日開催の第94回定時株主総会において、新たに神谷正博氏は取締役  
に選任され就任いたしました。

2. 平成27年6月25日付で取締役の地位を以下のとおり変更しております。

・取締役田口隆男氏は、取締役から代表取締役に就任いたしました。

3. 棚橋祐治および上野健二郎の両氏は、社外取締役であります。

4. 加藤文夫および笠松栄治の両氏は、社外監査役であります。

5. 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

・取締役田口義嘉壽氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役会長、北海道西濃運輸株式  
会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海  
西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運  
輸株式会社、セイノート関株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、岐阜日野自  
動車株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社、  
株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役を兼務し、  
また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、当社は四国西濃  
運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。また、公益財団法人  
田口福寿会は当社株式の12.49%を保有する筆頭株主であります。

・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社の  
代表取締役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社との間で、業務  
委託等の競業関係があります。

・取締役田口隆男氏は、トヨタカローラ岐阜株式会社の代表取締役会長、岐阜日野  
自動車株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社の代表取締役社長を兼務してしま  
す。

・取締役大塚委利氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

・取締役丸田秀実氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社の監査役を兼務し  
ております。

- ・ 監査役熊本隆彦氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社、株式会社セイノール情報サービスの監査役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - ・ 監査役寺田新吾氏は、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、西濃エクスプレス株式会社、セイノール通関株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、セイノールエンジニアリング株式会社、株式会社セイノール商事の監査役を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。
6. 監査役寺田新吾、加藤文夫ならびに笠松栄治の3氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役寺田新吾氏は、当社入社以来経理部に在籍し、経理業務を担当してまいりました。
  - ・ 監査役加藤文夫氏は、税理士の資格を有しております。
  - ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
7. 当社は、取締役棚橋祐治および上野健二郎の両氏ならびに監査役加藤文夫および笠松栄治の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## 2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役棚橋祐治および上野健二郎ならびに監査役加藤文夫および笠松栄治の4氏ともに、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 3. 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

### (1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (2)	58百万円 (12)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	32 (1)
合 計	13	91

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成元年7月28日開催の第68回定時株主総会において月額250万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第83回定時株主総会において月額400万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額350万円（取締役分310万円、監査役分400万円）が含まれております。

(2) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は9百万円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役棚橋祐治氏は、石油資源開発株式会社の取締役会長、カナダオイルサンド株式会社、日本海洋石油資源開発株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの会社との間に特別な利害関係はありません。
- ② 取締役上野健二郎氏は、上野・花里法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役加藤文夫氏は、加藤文夫税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ④ 監査役笠松栄治氏は、笠松栄治公認会計士事務所の代表、税理士法人笠松&パートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社とこれらの事務所との間に特別な利害関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役棚橋祐治氏は、SMK株式会社およびK&Oエナジーグループ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別な利害関係はありません。
- ② 監査役加藤文夫氏は、西濃運輸株式会社および岐阜日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、両社は当社の子会社であります。また、株式会社ヒマラヤの社外取締役およびイビデン株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役笠松栄治氏は、西濃運輸株式会社の監査役を兼務しております。なお、同社は当社の子会社であります。また、名古屋市に本社のある株式会社ヤマナカの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況

#### ① 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 棚橋 祐治	12回	100%	—	—
取締役 上野 健二郎	12	100	—	—
監査役 加藤 文夫	11	92	5回	83%
監査役 笠松 栄治	12	100	6	100

#### ② 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役棚橋祐治氏は、産業エネルギー事情についての見識が高く、燃料費の実態や今後の趨勢などについて、適切かつ有意義な提言をされております。
- ・取締役上野健二郎氏は、法解釈や企業コンプライアンスのあり方等に関し、弁護士としての専門的見地から適切な助言・提言をされております。
- ・監査役加藤文夫氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な提言をされております。
- ・監査役笠松栄治氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切な助言・提言をされております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な提言をされております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	139百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	156百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。
3. 当社の重要な子会社のうち、西濃運輸株式会社および関東運輸株式会社は、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

## VI. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制の決定内容は以下のとおりです。

#### ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役がその職務執行に際して法令・定款を遵守し、その徹底に努めることが継続的な事業発展に資する礎の一つであると捉え、こうした企業理念が全社内に浸透するように努めている。そして、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制として、企業理念の浸透に加え、取締役会および監査役による適切な監督・監査をその中心的な施策と位置づけているところ、これらを有効に機能させるべく、下記の取組みを実施している。

イ 社内におけるコンプライアンス教育および指導を通じ、社全体において、取締役が法令・定款を遵守し、その徹底に努めることが継続的な事業発展に資する礎となるとの企業理念を保持する機会の醸成に努めている。

ロ 全社的に影響を及ぼす重要事項については、主要な取締役で経営会議を組織し、審議する。

ハ 10名以内の取締役で構成される取締役会について、当社と格別の利害関係のない社外取締役2名を招聘することにより、取締役会の監督機能を強化している。

ニ 取締役の任期を1年とすることにより、株主による監督機能をより強化している。

また、下記の事項を内容とする経営管理システムをもって、当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制整備に努める。

イ 使用人が適正かつ効率的に職務の執行に当たるための準拠となる社内規則（職務権限および意思決定に関する準則）の整備

ロ コンプライアンスに対する的確な理解および実践の推進、およびこれを目的とした使用人向けの研修の実施

ハ 不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資するため、当社または顧問弁護士が窓口となる内部通報制度の採用

ニ 代表取締役社長直轄の組織体である監査室による内部監査の実践

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関わるものとして、法令によって保存・管理すべき書面等および当社の基準に照らして重要と判断される書面等については、いずれも別に規定する「文書管理規程」に従い、保存等に不備が生じないよう取扱いがなされている。

### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 損失の危険が現実化することの防止を目的としたリスク管理委員会を設置し、当該委員会は「リスク管理規程」に基づき、被害発生の未然防止および発生した被害を最小限に食い止めるための行動を起こす。さらに、重大なリスクと認定される損失の危険が認められる場合は、経営リスク対策本部を都度設置し、その管理にあたる。
- ロ リスク管理規程中のリスクの内容について、「リスク一覧表」としてとりまとめ配布することにより、社内において的確なリスク評価および管理が行えるよう対応している。  
また、特に品質・財務などに係るリスクについては、リスクの所在や種類等を類別化、整理のうえ「リスク管理基本方針」を明確に定め、損失の危険の管理に努めている。
- ハ 代表取締役社長の直属機関として監査室を設置し、この監査室が「内部監査規程」に基づき、社内全域において横断的な実査を展開することにより、リスク管理に遺漏のないよう対処している。

### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、社としての機動的な意思決定や効率的な対応を可能とすべく、以下に記載する経営管理システムを取り入れている。

- イ 効率的な職務執行（意思決定）が求められるような重要な評議を行う際は、定例の経営会議のほか電話会議を利用して即時に意思決定を行うことを可能とする仕組みを整備し、機動的な検討や審議を実現するための場を準備している。
- ロ 効率的な経営を実現すべく、計画値の設定・採算の管理を通じて市場競争力の強化を図り、年度当初に設定する計画額を指標とした業績管理を実施する。

### ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・ 月例定例報告の場において、当社の子会社代表者がその営業成績、財務状況、その他の重要な情報について当社代表者に報告する。
  - ・ 当社が定めるグループ管理規程に基づき、当社の子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 当社の子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
  - ・ 当社のグループ内企業における事業の将来設計や多額の投資等に関わる方針の作成に際しては、稟議制度により、当社においてもその適否を審査する。

- ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社の子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営が効率的に運営されるよう担当役員を配置する。
  - ・年間を通じて定期的に実施される社長会の場において、当社グループの方針、課題、施策等の共有を図り、当社の子会社の経営が当社の方針と齟齬をきたさないよう意思の疎通を図る。
- ニ 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・グループ企業を対象とした危機管理対策、不祥事防止等をテーマとする研修に参加し、当社グループ企業間相互において積極的にこれらの情報交換に努める。
- ホ その他の当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の取締役がグループ内企業の取締役を兼務すること、または、当社が当社グループ内企業の取締役候補者を推薦すること等の人事交流を通じ、当該企業に対して適切な経営指導を行う。
  - ・当社グループにおける監査役および監査室による業務執行状況・財務状況等の報告、監査の実施実態の報告については、社内のほか当社グループ企業間にまたがり行う。

**⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査室は、内部監査機関としての役割を果たすことにとどまらず、監査役（会）との協議に基づいて監査役から要望を受けた事項についても調査等を実施し、その結果を監査役（会）に報告する。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の実行性に関する事項**

- イ 前号の監査役職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役員および使用人に周知徹底する。
- ロ 監査室の室員が前号の調査等を実施している場合においては、その調査等に関しては取締役または監査室長の指揮命令には服さず、取締役または監査室長は、同調査等の実施を妨げてはならない。また、同室員の人事異動や処遇等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

**⑧ 当社の監査役への報告に関する体制**

- イ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
- 取締役および使用人は、別に制定する「監査役（会）への報告手続き等に関する規程」に従って監査役（会）に報告する。報告すべき事項は、以下のとおりとする。

- i 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ii 毎月の経営状況として重要な事項
  - iii 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - iv 法令・定款に違反する行為に関する事項
  - v その他法令遵守体制上、重要な事項
- ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
  - ・内部通報制度の担当部門は、子会社からの内部通報の状況について速やかに監査役に報告する。

**⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役への報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

**⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査役請求等に従い円滑に行う。

**⑪ その他当社の監査役監査の実効性を高めることを確保するための体制**

監査役監査の実効性を高めるべく、社内において下記の内容が取り決められている。

- イ 監査役は重要な会議に出席し、関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認などを行うことができ、何人も、監査役が監査に必要な情報を収集することを妨げてはならないものとする。
- ロ 社外監査役を含め、監査役は、監査役相互間において、一般に監査業務上適当と認められる範囲内であれば情報提供および意見交換を行うことができ、会計監査人および内部監査部門とも必要な意見交換を行うことができる。
- ハ 代表取締役を含む取締役は、監査業務に必要な十分な情報を監査役が入手することができるよう配慮し、監査役への報告や連絡が滞りなく行われるための体制整備に努める。
- ニ 当社の監査役は、監査の実施に必要と認める場合には、随時、会計監査人、弁護士、子会社の監査役等と協議を行うことができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① コンプライアンスに関する取組み

当社は、毎年更新される経営計画書、社長訓示、研修、通達等を通じて行動準則（倫理綱領）の全社員への浸透を図ることで、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。

また、内部通報制度を設け、社内の通報窓口に加え、社内から独立した通報窓口を設置し、実効性向上に努めております。

### ② リスク管理体制

当社は、リスク管理規定に基づき、四半期毎のリスク管理委員会を通じて、想定されるリスクの他、当社のグループ会社で実際に発生した事例からリスクについて分析評価を実施しております。

また、大規模災害を想定した安否確認訓練を実施しております。

### ③ 企業グループにおける業務の適正の確保

当社は、グループ会社管理規程に基づき、月例定例報告や稟議書制度などを通じて子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。

また、監査役および監査室は子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

### ④ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、週次で開催される役員連絡会や四半期毎に開催されるリスク管理委員会等の重要な会議への出席や、取締役等からの業務執行の状況の直接聴取、監査室の監査結果等を通じて、取締役および使用人の業務執行状況の監査ならびに内部統制システムの運用状況について確認しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収であっても会社の企業価値や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうことが明白であるもの、会社や株主に対して買収に係る提案内容等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買収に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、不適切なものも少なくありません。

当社としては、上記の買収類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買収を防止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

#### ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことが株主の皆様の利益のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ様々な取組みを行っております。

当社は、平成26年度を初年度とする新3ヵ年中期経営計画「“JUMP UP 70”～未来への変革～」を策定し、平成28年11月の創立70周年に向かって、中期ビジョンを①磐石な事業基盤を維持・発展させ、事業領域を拡大し、②自律型成長企業・組織・人へと進化し、③お客様のビジネスパートナーとなり、お客様の繁栄に寄与することといたしました。新3ヵ年中期経営計画の具体的な取組み項目として、主力の輸送事業では、輸送ネットワークの安定、ロジスティクス事業の拡大、国際化への対応を図り、また、自動車販売事業においては、更なる地域No. 1への挑戦、関東圏における自動車整備ネットワークの拡充等の諸施策を実行しております。

また、当社は、平成17年には会社分割を利用した持株会社体制への移行を行い、各グループ会社の間接部門を集中し、各事業部を横断的に整理・統合するとともに、各グループ会社間の営業地域・業務分掌等を整理することで、効率的かつ機動的な事業運営を実現し、企業価値の維持・向上につなげております。

更に、当社取締役会としては、社外取締役の選任、取締役任期の1年への短縮等、コーポレート・ガバナンスの強化も併せて実施しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社が、平成26年5月14日開催の取締役会決議および同年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき更新した、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりです。

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提供したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、株主の皆様のために交渉を行うこと等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めています。また、買収者は、本プランに係る手続きが開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。買収者が本プランにおいて定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することができます。更に、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、原則として第93回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

### ③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。また、本プランは、前記(2)②記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

本プランは、株主総会の承認を得たうえで更新されたものであること、独立委員会による判断を重視し、情報開示が確保されていること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間とされており、取締役会によりいつでも廃止できるものとされていることなどにより、合理的に機能するよう設計されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (ご参考)

本プランの詳細につきましては、以下の資料をご覧ください。

当社ホームページ <http://www.seino.co.jp/seino/news/shd/2014/>

(2014年5月14日付 お知らせ(当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について))

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けております。

利益配分に関しましては、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として1株当たり年間11円を下限とし、連結配当性向30%を目処とした配当を実施するよう努めてまいります。

また、内部留保資金につきましては、各々の事業とともにCS向上（顧客満足度の向上）をベースとして中・長期的視野に立った投資を企図してまいります。

主な事業にあたる輸送事業におきましては、輸送効率の向上およびグループ共通の経営基盤整備と強化に資するトラックターミナル・流通拠点の増強、輸送車両の代替更新・増強、情報技術関連投資などがあたります。また、自動車販売事業におきましては、販売拠点の新設、新事業・新サービスへの投資などがあたります。その他事業におきましても企業体質の充実強化につながり、将来の事業展開に資する投資を適宜進めてまいります。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	221,277	流動負債	104,206
現金及び預金	75,143	支払手形	2,993
受取手形	7,760	営業未払金及び買掛金	40,154
営業未収金及び売掛金	101,508	短期借入金	2,767
有価証券	16,300	一年内返済予定長期借入金	482
たな卸資産	10,758	未払金	14,017
繰延税金資産	5,696	未払費用	14,997
その他流動資産	4,325	未払法人税等	6,171
貸倒引当金	△215	未払消費税等	4,660
固定資産	358,287	その他流動負債	17,961
有形固定資産	290,150	固定負債	104,351
建物及び構築物	93,847	転換社債型新株予約権付社債	10,025
機械装置及び車両運搬具	18,447	長期借入金	11,321
工具器具備品	1,735	役員退職慰労引当金	1,635
土地	171,454	退職給付に係る負債	72,279
建設仮勘定	914	繰延税金負債	2,985
その他有形固定資産	3,751	資産除去債務	2,581
無形固定資産	19,772	その他固定負債	3,523
のれん	15,803	負債合計	208,558
その他無形固定資産	3,968	(純資産の部)	
投資その他の資産	48,363	株主資本	361,017
投資有価証券	32,420	資本金	42,481
長期貸付金	252	資本剰余金	80,584
退職給付に係る資産	1,899	利益剰余金	247,617
繰延税金資産	9,370	自己株式	△9,666
その他投資	4,873	その他の包括利益累計額	3,851
貸倒引当金	△452	その他有価証券評価差額金	10,618
資産合計	579,564	土地再評価差額金	△113
		為替換算調整勘定	△230
		退職給付に係る調整累計額	△6,422
		非支配株主持分	6,138
		純資産合計	371,006
		負債・純資産合計	579,564

# 連結損益計算書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		555,457
売 上 原 価		492,801
売 上 総 利 益		62,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		36,469
営 業 利 益		26,186
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	647	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	606	
そ の 他 収 益	1,248	2,501
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	198	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	121	
そ の 他 費 用	92	412
経 常 利 益		28,275
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	368	
そ の 他 特 別 利 益	35	403
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	158	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	107	
減 損 損 失	446	
そ の 他 特 別 損 失	8	721
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		27,957
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,336	
法 人 税 等 調 整 額	△2,049	9,287
当 期 純 利 益		18,670
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△193
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		18,864

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	42,481	74,260	235,133	△8,703	343,172
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,363		△6,363
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			18,864		18,864
土地再評価差額金の取崩			△16		△16
自 己 株 式 の 取 得				△2,990	△2,990
自 己 株 式 の 処 分		816		2,027	2,843
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		5,508			5,508
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	6,324	12,484	△963	17,844
当 期 末 残 高	42,481	80,584	247,617	△9,666	361,017

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	11,948	△130	△102	△1,143	10,572	9,568	363,314
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△6,363
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							18,864
土地再評価差額金の取崩							△16
自 己 株 式 の 取 得							△2,990
自 己 株 式 の 処 分							2,843
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							5,508
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△1,330	16	△127	△5,279	△6,721	△3,430	△10,152
当 期 変 動 額 合 計	△1,330	16	△127	△5,279	△6,721	△3,430	7,692
当 期 末 残 高	10,618	△113	△230	△6,422	3,851	6,138	371,006

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>62,222</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>64,919</b>
現金及び預金	23,908	短期借入金	61,725
営業未収金	7	未払金	180
有価証券	14,000	未払費用	49
未収法人税等	0	未払法人税等	2,961
未収消費税等	8	その他流動負債	3
未収入金	4,779	<b>固 定 負 債</b>	<b>14,668</b>
繰延税金資産	19	転換社債型新株予約権付社債	10,025
短期貸付金	19,709	長期借入金	1,000
その他流動資産	43	退職給付引当金	52
貸倒引当金	△254	役員退職慰労引当金	202
<b>固 定 資 産</b>	<b>257,395</b>	繰延税金負債	3,387
<b>有形固定資産</b>	<b>17</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>79,588</b>
車両運搬具	0	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具備品	17	<b>株 主 資 本</b>	<b>230,951</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>257,377</b>	資本金	42,481
投資有価証券	21,491	資本剰余金	117,997
関係会社株式及び出資金	234,124	資本準備金	116,937
長期貸付金	1,758	その他資本剰余金	1,059
その他投資	42	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>79,895</b>
貸倒引当金	△39	利益準備金	4,262
		その他利益剰余金	75,633
		退職積立金	585
		別途積立金	66,448
		繰越利益剰余金	8,599
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△9,422</b>
		評価・換算差額等	9,078
		その他有価証券評価差額金	9,078
<b>資 産 合 計</b>	<b>319,617</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>240,029</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>319,617</b>

# 損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

科 目	金	額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
営 業 収 入	405	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	6,292	6,698
営 業 原 価		40
営 業 総 利 益		6,657
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		990
営 業 利 益		5,667
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	109	
受 取 配 当 金	394	
そ の 他 収 益	41	545
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46	
そ の 他 費 用	4	50
経 常 利 益		6,161
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	19	19
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	107	
関 係 会 社 投 資 損 失	753	860
税 引 前 当 期 純 利 益		5,320
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△403	
法 人 税 等 調 整 額	△7	△411
当 期 純 利 益		5,731

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					退職積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	42,481	116,937	243	117,181	4,262	585	66,448
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			816	816			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	816	816	-	-	-
当 期 末 残 高	42,481	116,937	1,059	117,997	4,262	585	66,448

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	9,239	80,534	△8,459	231,738	9,666	241,405
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△6,371	△6,371		△6,371		△6,371
当 期 純 利 益	5,731	5,731		5,731		5,731
自己株式の取得			△3,338	△3,338		△3,338
自己株式の処分			2,374	3,190		3,190
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					△588	△588
当期変動額合計	△639	△639	△963	△786	△588	△1,375
当 期 末 残 高	8,599	79,895	△9,422	230,951	9,078	240,029

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

セイノーホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 嗣平 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 浩幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 時々輪 彰久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 嗣 平 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 浩 幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 時々輪 彰 久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

セイノーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 熊 本 隆 彦 ㊟

常勤監査役 寺 田 新 吾 ㊟

社外監査役 加 藤 文 夫 ㊟

社外監査役 笠 松 栄 治 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、中・長期的視野に立った株主資本の充実と利益率の向上が利益還元最大の源泉になるものと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株につき17円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金11円を含め、1株につき28円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は3,378,799,657円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成28年6月29日

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	たぐち よしかず 田口 義嘉壽 (昭和13年3月1日)	昭和35年2月 当社入社 昭和43年6月 当社取締役中部主管長 昭和47年6月 当社常務取締役中部主管長 昭和56年7月 当社専務取締役営業本部長兼中部地区駐在 昭和59年2月 当社代表取締役専務経営担当兼営業本部長 昭和60年7月 当社代表取締役副社長 昭和62年7月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社代表取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役会長、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノ一通関株式会社、トヨタカラー岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役、公益財団法人田口福寿会の会長	3,269,656株
2	たぐち よしたか 田口 義隆 (昭和36年4月20日)	昭和60年3月 当社入社 昭和60年5月 セイノーアメリカインク出向 昭和63年1月 同社社長 平成元年5月 当社社長付部長 平成元年7月 当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室長兼西濃総合研究所長 平成3年7月 当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当 平成8年6月 当社専務取締役労務部担当 平成10年10月 当社代表取締役副社長営業本部長兼兼経理部担当 平成11年6月 当社代表取締役副社長経営担当兼兼経理部担当 平成13年6月 当社代表取締役副社長経営担当 平成15年6月 当社代表取締役社長（現任） 重要な兼職の状況 関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社の代表取締役	615,644株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	たぐちたかお 田口隆男 (昭和37年2月2日)	昭和59年4月 日清製粉株式会社入社 平成4年7月 岐阜日野自動車株式会社入社 平成7年6月 同社取締役営業副本部長 平成10年4月 同社専務取締役 平成11年6月 当社取締役営業本部担当付 平成12年4月 当社常務取締役営業本部担当 平成15年6月 当社専務取締役営業統括担当 平成17年10月 当社取締役輸送事業企画部担当 平成17年10月 西濃運輸株式会社専務取締役経営担当 平成18年6月 当社取締役営業担当 平成19年6月 当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当 平成23年4月 当社取締役事業推進部担当(自動車販売・関連事業) 平成27年8月 当社取締役事業推進部担当(自動車販売・関連事業)兼経理部担当兼財務IR部担当(現任) 重要な兼職の状況 トヨタカローラ岐阜株式会社の代表取締役会長、岐阜日野自動車株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社の代表取締役社長	43,360株
4	おおつかしずとし 大塚委利 (昭和23年10月28日)	昭和46年3月 当社入社 平成元年2月 当社航空海運事業部航空海運部長 平成13年11月 当社営業部長 平成15年6月 当社取締役営業本部担当 平成17年10月 当社取締役経営企画室担当 平成17年10月 西濃運輸株式会社取締役経営改革本部担当 平成18年6月 当社取締役経営企画室担当兼輸送事業企画部担当 平成20年6月 当社取締役経営企画室担当兼情報システム部担当 平成21年4月 西武運輸株式会社(現セイノースーパーエクスプレス株式会社)代表取締役副社長 平成21年6月 当社取締役輸送事業企画部(西武運輸関連)担当 平成22年6月 西武運輸株式会社(現セイノースーパーエクスプレス株式会社)代表取締役社長 平成23年4月 当社取締役事業推進部担当(輸送事業) 平成23年4月 西濃運輸株式会社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当 平成28年4月 当社取締役対外事業担当(現任)	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	かみやまさひろ 神谷正博 (昭和28年8月13日)	昭和54年3月 当社入社 昭和56年1月 中部経済連合会出向 昭和57年4月 当社四日市支店所長 昭和59年7月 当社経理部参事 昭和62年7月 道通西濃運輸株式会社（現北海道西濃運輸株式会社）取締役経営企画部長 平成3年8月 濃飛西濃運輸株式会社営業部長 平成4年8月 同社取締役営業部長 平成15年6月 同社常務取締役営業部長 平成19年6月 同社専務取締役営業部長 平成23年4月 同社代表取締役社長 平成25年6月 西濃運輸株式会社専務取締役営業本部担当 平成27年6月 当社取締役不動産開発部担当 平成28年4月 当社取締役新規事業開発部担当兼事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当（現任） 平成28年4月 西濃運輸株式会社代表取締役社長（現任） 重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長	5,742株
6	まるたひでみ 丸田秀実 (昭和38年3月4日)	昭和60年4月 国税庁入庁 平成4年7月 紋別税務署長 平成7年7月 札幌国税局総務課長 平成8年5月 外務省在香港総領事館領事 平成9年10月 当社入社経営企画室長 平成13年6月 当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当 平成14年3月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当 平成16年12月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当兼グループ管理部担当兼会計監査室担当 平成17年10月 西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当兼債権管理部担当 平成17年10月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当 平成24年4月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当 平成25年6月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当 平成26年4月 当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当 平成26年6月 当社取締役国際戦略室担当（現任） 重要な兼職の状況 セイノースーパーエクスプレス株式会社の監査役	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	ふるはしはるみ 古橋 治美 (昭和32年4月13日)	昭和56年3月 当社入社 平成15年7月 当社エコビジネス部長 平成17年10月 西濃運輸株式会社業務部長 平成19年4月 同社営業部長中部地区駐在 平成21年4月 同社執行役員静岡三河エリア統括マネージャー 平成23年4月 同社執行役員名東エリア統括マネージャー 平成24年4月 同社取締役人事部担当(現任) 平成24年4月 当社人事部長 平成25年6月 当社取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当(現任)	8,000株
8	たなはしゆうじ 棚橋 祐治 (昭和9年10月13日)	昭和33年4月 通商産業省入省 平成3年6月 通商産業事務次官 平成5年6月 通商産業省顧問兼財団法人産業研究所顧問 平成7年2月 株式会社日本興業銀行常勤顧問 平成9年4月 同志社大学法学部兼大学院教授 平成9年8月 財団法人新エネルギー財団会長 平成13年6月 石油資源開発株式会社代表取締役社長 平成14年6月 SMK株式会社社外取締役(現任) 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成20年6月 石油資源開発株式会社代表取締役会長 平成21年2月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現任) 平成21年2月 シティエヌワ法律事務所 オブ・カウンセル(現任) 平成26年1月 K&Oエナジーグループ株式会社社外取締役(現任) 平成27年6月 石油資源開発株式会社取締役会長(現任) 重要な兼職の状況 石油資源開発株式会社の取締役会長、カナダオイルサンド株式会社、日本海洋石油資源開発株式会社の取締役	5,000株
9	うえのけんじろう 上野 健二郎 (昭和14年1月1日)	昭和36年4月 昭和電工株式会社入社 昭和41年4月 草野治彦法律事務所入所 昭和59年4月 上野法律事務所開設 昭和62年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成6年6月 東京トヨタ自動車株式会社社外監査役 平成13年7月 最高裁判所公平委員会委員長 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成19年6月 王子製紙株式会社社外監査役 平成24年3月 上野・花里法律事務所代表(現任) 平成24年10月 王子ホールディングス株式会社社外監査役 重要な兼職の状況 上野・花里法律事務所の代表	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
10	※ の　づ　の　ぶ　ゆ　き 野　津　信　行 (昭和36年5月24日)	昭和60年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成26年1月 当社入社経営企画室長 平成26年7月 当社経理部・財務IR部統括部長（現任） 平成26年7月 西濃運輸株式会社財務部長 平成27年4月 同社執行役員財務部長 平成28年4月 同社取締役経理部担当兼財務部担当（現任）	100株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者田口義嘉壽氏は、四国西濃運輸株式会社の代表取締役を兼務し、当社は同社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - (2) 取締役候補者田口義嘉壽氏は、公益財団法人田口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の12.49%を保有する筆頭株主であります。
  - (3) 取締役候補者田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長を兼務し、当社は同社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - (4) その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、棚橋祐治および上野健二郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 棚橋祐治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり中央官界で活躍され、現在も石油資源開発株式会社を始めとして多くの重要な職務に就かれ活躍されております。また、弁護士資格も取得されていることから、その経験・識見に合わせて法律に基づく経営の監督およびチェック機能を期待するためであります。また、平成26年6月26日開催の第93回定時株主総会において承認済みの買収防衛策の独立委員会メンバーとしての役割もあります。
  - (2) 上野健二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上野・花里法律事務所の代表を務める弁護士であり、法律上の識見に基づく豊富な知識・知見を基盤として取締役会へのアドバイスおよびチェック機能を期待するためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、法律の専門家としての長年の経験を通じて企業法務に精通しており、またこれまでの当社社外取締役としての実績を踏まえ、今後とも社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、棚橋祐治氏と同様買収防衛策の独立委員会メンバーとしての役割もあります。
  - (3) 当社と両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、棚橋祐治および上野健二郎の両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決された場合は、引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者棚橋祐治および上野健二郎の両氏が、当社の社外取締役として在任する年数は、本総会終結の時をもって11年であります。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	くまもと たかひこ 熊本隆彦 (昭和29年4月19日)	昭和52年3月 当社入社 平成11年10月 当社業務部次長 平成13年7月 当社営業企画管理室長 平成15年7月 株式会社西濃総業出向 平成17年10月 当社経営企画室長 平成20年6月 当社常勤監査役（現任）	0株
2	てらだ しんご 寺田新吾 (昭和33年3月16日)	昭和55年3月 当社入社 平成14年7月 当社経理部長 平成20年6月 西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼債権管理部担当 平成22年4月 同社取締役経理部担当 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）	2,000株
3	かとう ふみお 加藤文夫 (昭和19年1月20日)	平成9年5月 名古屋国税局調査部調査審理課長 平成10年7月 同局調査部調査総括課長 平成11年7月 同局調査部調査管理課長 平成12年7月 同局調査部次長 平成13年7月 昭和税務署長 平成14年8月 加藤文夫税理士事務所代表（現任） 平成16年7月 当社社外監査役（現任） 平成16年7月 岐阜日野自動車株式会社監査役（現任） 平成17年10月 西濃運輸株式会社社外監査役 平成27年6月 イビデン株式会社社外監査役（現任） 平成27年11月 株式会社ヒマラヤ社外取締役（監査等委員）（現任） 平成28年4月 西濃運輸株式会社監査役（現任） 重要な兼職の状況 加藤文夫税理士事務所の代表	0株
4	かさまつ えいじ 笠松栄治 (昭和29年1月6日)	昭和53年10月 新光監査法人名古屋事務所入所 昭和59年4月 笠松栄治公認会計士事務所代表（現任） 平成3年7月 高浜市代表監査委員 平成16年6月 当社社外監査役（現任） 平成16年9月 税理士法人笠松&パートナーズ代表（現任） 平成17年10月 西濃運輸株式会社社外監査役 平成27年6月 株式会社ヤマナカ社外監査役（現任） 平成28年4月 西濃運輸株式会社監査役（現任） 重要な兼職の状況 笠松栄治公認会計士事務所、税理士法人笠松&パートナーズの代表	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 監査役候補者のうち、加藤文夫および笠松栄治の両氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 加藤文夫氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士の資格を有し、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎として、適切なアドバイスを期待するものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、税務の専門家としての長年の経験を通じて企業税務に精通しており、またこれまでの当社社外監査役としての実績を踏まえ、今後とも社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 笠松栄治氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有し、様々な企業の会計業務に携わることで培われた豊富な経験を基礎として、適正な会計処理にあたるようアドバイスを期待するものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、会計・税務の専門家としての長年の経験を通じて企業会計・税務に精通しており、またこれまでの当社社外監査役としての実績を踏まえ、今後とも社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (3) 当社と両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、加藤文夫および笠松栄治の両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決された場合は、引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者加藤文夫および笠松栄治の両氏が、当社の社外監査役として在任する年数は、本総会終結の時をもって12年となります。

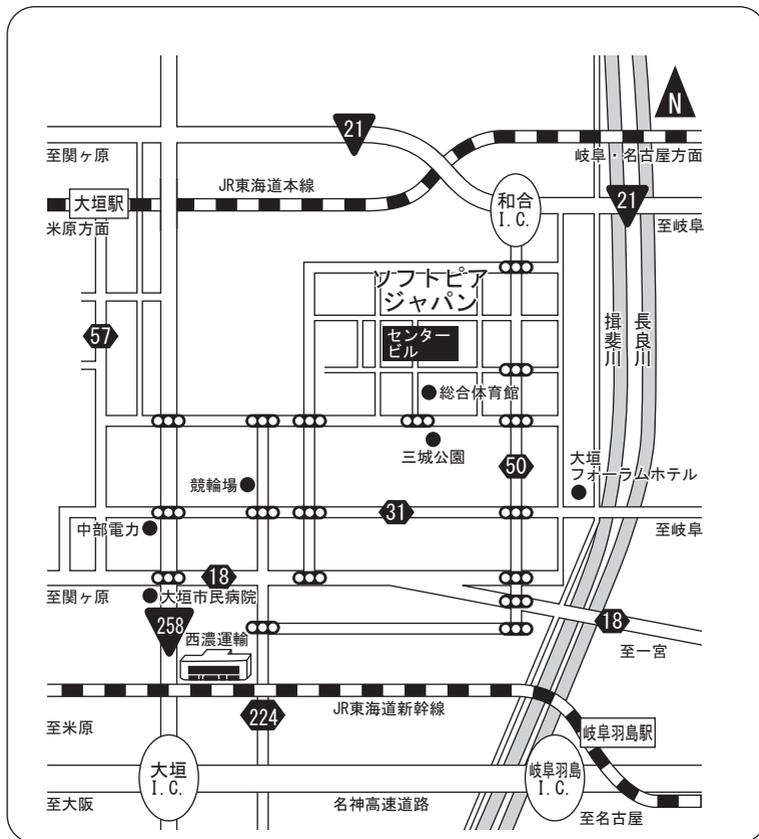
以上

# 株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目 1 番地 7

ソフトピアジャパン センタービル 3 階ソピアホール

電話番号 0584-77-1111



お車でお越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

名神高速道路	大垣I. C. から	車で約20分
名神高速道路	岐阜羽島I. C. から	車で約20分
JR東海道本線	大垣駅から	車で約5分
JR東海道新幹線	岐阜羽島駅から	車で約20分